

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案要綱

第一 戦没者等の遺族に対する援護の措置

1 平成二十七年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二十五万円、五年償還の国債を支給すること。（第一条関係）

2 平成三十二年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二十五万円、五年償還の国債を支給すること。（第二条関係）

第二 施行期日等

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、第一の2については、平成三十二年四月一日から施行すること。（附則第一項関係）

2 その他この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めること。（附則第二項から第四項まで関係）